

公表監第7号

地方自治法第199条第7項の規定により報告した定期監査（政策局・環境局・教育委員会）の結果報告に対して、西宮市長等から措置を講じた旨の通知がありましたので、同条第14項の規定により公表します。

令和5年12月13日

西宮市監査委員	石原俊彦
同	佐竹令次
同	板戸史朗
同	中村衣里

措置を講じた部局又は団体	監査結果報告日	監査結果公表日	措置通知受理日
政策局	令和5年6月8日	令和5年6月9日	令和5年11月28日
環境局	令和5年6月8日	令和5年6月9日	令和5年11月24日
教育委員会	令和5年6月8日	令和5年6月9日	令和5年11月21日

措置の内容

別紙のとおり

西政総発 第 15 号
令和5年11月28日
(2023年)

西宮市監査委員	石原	俊彦	様
同	佐竹	令次	様
同	板戸	史朗	様
同	中村	衣里	様

西宮市長 石井 登志郎

監査結果報告に係る措置の状況について（通知）

このことについて、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり通知します。

- | | | |
|---|----------|----------------|
| 1 | 措置を講じた部局 | 政策局 |
| 2 | 監査結果報告名 | 定期監査結果報告（政策局） |
| 3 | 監査結果提出日 | 令和5年6月8日報告監第2号 |
| 4 | 措置状況 | 別紙のとおり |

定期監査結果報告に基づき講じた措置
(令和5年6月8日付報告監第2号)

(要改善事項)

監査結果報告書 P9

1 適正な補助金の交付

新型コロナウイルス感染症対策子どもの食サポート事業補助金については、交付要綱に規定する補助基準額の要件を確認の上、適正に交付されたい。

(講じた措置)

新型コロナウイルス感染症対策子どもの食サポート事業補助金において、令和3年度の交付誤りについては、交付決定額を修正し、令和4年度中に補助金の返還金を収入済です。なお、この補助事業については、令和4年度よりこども支援局へ移管しております。

(要改善事項)

監査結果報告書 P9

2 適正な情報公開

交際費の市ホームページでの公開について、秘書課秘書チーム所管分に限定する理由がないため、交流チーム所管分も含めて公開するように見直されたい。また、近隣の中核市では月ごとの支出件数や金額に限らず、個別の支出内容についてもホームページで公開してきており、支出の透明性や説明責任の観点も踏まえて、今後、個別の支出内容の公開を検討されたい。

(講じた措置)

適正な情報公開については、ご指摘を受け、令和5年度より交流チーム所管分も含めた秘書課全体の支出を公開しております。個別の支出内容の公開につきましては、今後近隣市の状況等を踏まえ、検討してまいります。

(要改善事項)

監査結果報告書 P9

3 適正な資金前渡金の管理

交際費の資金前渡において、前渡金の管理口座に登録された課長の印鑑を他の職員に預ける運用は不適切であり、見直されたい。

(講じた措置)

交際費にかかる資金前渡については、資金前渡金支出処理の際、課長が直接支出命令書に押印するよう、取り扱いを改めました。

(要改善事項)

4 適正な委託事務

FM波送信機器の管理運用業務について、委託する業務の内容を具体化・明確化した仕様書等を作成したうえで、完了報告を求める内容にも反映させ、それをもとに業務の履行確認を行うなど、適正に業務の管理を行われたい。また、管理運用を委託する機器は市の財産であるという自覚を持ち、対象機器の無償貸付の手続や記録にもれがないように、適正に財産管理を行われたい。

(監査委員の意見)

1 FM波送信機器の管理運用業務

本件委託業務については、業務そのものがさくらFM(株)に任せきりになっている感があり、機器の所有者としての財産管理や業務の履行確認においても、所管課が関与する意識が希薄であるように思われる。所管課におかれては、財産管理の当事者としての意識を持ち、さくらFM(株)の経営状況の検証と併せて、この形態での経営支援を継続する必要性について、定期的に検証する必要があると考える。

(講じた措置)

FM波送信機器の管理運用業務については、関係書類や現状に即した適切な仕様書等を作成し、その内容を報告書にも反映させることで、適正な業務の管理を行います。また、管理運用を委託する機器が市の財産であることを改めて自覚し、当該機器に係る手続きや記録にもれがないよう、適正な財産管理に努めてまいります。

(要改善事項)

5 適正な負担金支出

交通会議負担金について、団体に対して負担金を支出し、その支出をチェックする市側と、その負担金を受けて執行する団体側の両者の事務を交通政策課が同一組織で起案者を含めて同一の決裁ルートで行っていることは、内部統制の点だけではなく、負担金の支出や実績報告書等の適正な審査、市の支出の効果検証や事務事業の評価、外部から見た事務の信頼性の点においても、課題があると言わざるを得ない。本業務の執行体制について、これらの課題整理をしたうえで、適切な改善を検討されたい。

市負担金の精算において、次年度支出予定の経費分を当該年度の負担金確定額に含めて精算を認める取扱いは、会計年度独立の原則の観点から不適切であるので改められたい。

また、当該団体への負担金支出において、対象経費の範囲、負担金の額、支出や精算方法等について、内容を明確にし、対外的に説明責任を果たせるよう整理されたい。

(講じた措置)

交通会議負担金に係る執行体制については、団体に対して負担金を支出する市側の起案者と、負担金を受けて執行する団体側の起案者を分けて決裁を行うこととします。また、団体の事務局が交通政策課に置かれ、同一組織内で双方の決裁を行うこととなることから、市側の決裁には、局内連携課の職員を決裁ルートに加え、適切なチェック体制を確保するようにします。

市負担金の精算における次年度支出予定の経費分の処理については、令和4年度の精算時から、当該額を負担金確定額に含まない取扱いとするよう改めました。

市負担金における対象経費の範囲、負担金の額、支出や精算方法等については、「西宮市都市交通会議規約」及び「西宮市都市交通会議財務規程」に当該事項を明記する改正を、次に開催される西宮市都市交通会議にて諮ることとします。これに伴い、西宮市都市交通会議負担金交付要綱は廃止することとします。

(要改善事項)

監査結果報告書 P10

6 支出事務における適正な文書の取扱い

FM波送信機器の管理運用業務等において、月別支払処理票の記載誤りの訂正及び委託業務完了届の確認欄の表示訂正に修正液の使用等が見られたが、公文書作成における修正液等の使用による修正は認められないことを改めて周知徹底されたい。また、西宮市政ニュース戸別配布員宅配送用仕分け・戸別配布業務等において、事業者から提出される完了報告書や補助事業等実績報告書等の書類についても、必要事項の記載もれ、修正液の使用等があるものなどをそのまま受領しないように点検を徹底されたい。

(講じた措置)

FM波送信機器の管理運用業務等については、記載誤り等にかかる修正液を使用した修正は認められないことを改めて周知しました。

西宮市政ニュース戸別配布員宅配送用仕分け・戸別配布業務等については、書類受け取り時および支出命令処理時に、完了報告等の記載内容を確認することで改善を図りました。誤記載等が見つかれば修正したうえで、再度提出をいただいています。

(要改善事項)

監査結果報告書 P11

7 適正な契約事務

(1) 見積書の徴取方法等

子ども食堂支援関係委託業務における仕様書の提示及び見積書の徴取方法は、価格競争の原理や公平性の担保の観点から問題があり、また、対外的にも誤解を生じかねないため、適正な事務手続をされたい。

(講じた措置)

子ども食堂支援関係委託業務における仕様書の提示及び見積書の徴取方法については、改めて西宮市契約規則等により確認し、契約管理課とも協議をしながら他市の事案等についても情報収集をしつつ、適正な事務処理となるよう進めてまいります。

(要改善事項)

監査結果報告書 P11

7 適正な契約事務

(2) 所管課契約における契約保証金の納付免除

CATV用市広報番組「FROMにしのみや」制作等業務、FM波送信機器の管理運用業務、法律相談業務の所管課における各委託契約において、契約保証金の納付免除を行う際には、西宮市契約規則に定める根拠を示して意思決定を行い、決裁書にその証跡を残されたい。

(講じた措置)

CATV用市広報番組「フロムにしのみや」制作等業務、FM波送信機器の管理運用業務、法律相談業務にかかる契約保証金の納付免除については、西宮市契約規則に定める根拠を示して意思決定を行い、決裁書にその証跡を残し、改善を図りました。

(要改善事項)

監査結果報告書 P11

7 適正な契約事務

(3) 契約書に表示する支払条件

CATV用市広報番組「フロムにしのみや」制作等業務において、契約書に記載する支払条件は仕様書に定める内容と一致していなければならないが、支払いはその支払条件に基づいて行うべきである。業務の完了確認をする内容も踏まえて、仕様書と契約書に記載する支払条件を整理されたい。

(講じた措置)

CATV用市広報番組「フロムにしのみや」制作等業務については、本市のスケジュール通りに番組制作と放送を実施するものであり、支払いは放送を確認してから行います。支払いは、一般的に業務完了一括払いが想定されますが、本事業を継続的かつ確実に実施するため、また相手方の経営面も考慮し、各月払いとしています。

以上を踏まえ、各月払いであること、また各月の支払額を明確にするため、仕様書に「契約額の12分の1の額を毎月支払う」旨を記載し、改善を図りました。

(要改善事項)

監査結果報告書 P11

7 適正な契約事務

(4) 意思決定に係る公文書の適正な作成

西宮市都市計画マスタープラン(案)作成支援業務において、今後、前年度に契約した委託業者と引続き契約を行う際には、委託業者の成績を良好と認めた経緯や継続契約をする旨の意思決定を行い、決裁書にその証跡を残されたい。

(講じた措置)

西宮市都市計画マスタープラン(案)作成支援業務については、これまで委託業務の成果物を確認し、随意契約依頼書において、良好と認めた旨を記載したうえで契約しており、ご指摘の内容は満たしているものと判断しておりましたが、今後は、これらに加えて別途、決裁書を作成し、証跡を残します。

(要改善事項)

監査結果報告書 P11

8 適正な財産管理事務

(1) 備品管理

備品の廃棄手続がもれた場合、実際に廃棄されたのかどうかや、その廃棄が適切であったのかどうかについて、後日検証を行うことが極めて困難となる。したがって、備品を廃棄する際には、手続が確実に実行されるよう、管理体制を整備されたい。また、備品管理システムへの設置場所の登録もれ等についても適正に処理されたい。

(講じた措置)

備品の適正な管理については、廃棄・取得等に際して、備品管理システムへの手続きを漏れなく行うよう、課内職員へ周知しました。今後、事務処理を徹底してまいります。

(要改善事項)

監査結果報告書 P12

8 適正な財産管理事務

(2) 土地の管理

随意契約による普通財産(土地)の貸付けの根拠や、普通財産貸付台帳及び貸付収入に係る調定件名の記載内容については、ダブルチェックを行う等適正な事務処理を行われたい。

(講じた措置)

随意契約による普通財産(土地)の貸付けにあたっては、根拠をよく確認したうえで、ダブルチェックを行うなど改善を図ることといたします。

(要改善事項)

監査結果報告書 P12

9 適正な服務事務

時間外勤務における割増区分の適用誤りや各種書類の記入誤り等については、ダブルチェックを行う等適正な事務処理に努められたい。また、超過勤務命令簿兼処理票の命令欄に記載の命令時間及び認定兼復命欄に記載する勤務時間は、受命者(従事者)ではなく、主管係長等が確認して記入することとなっている。受命者(従事者)本人の訂正印を用いて訂正すること(受命者自身による訂正)は不適切であるので、留意されたい。

(講じた措置)

時間外勤務における割増区分の適用誤りや各種書類の記入誤り等については、時間外勤務における割増区分や公文書作成の基本的なルール、また、命令時間及び認定兼復命欄に記載する勤務時間を、主管係長等が確認して記入することなどを確認するとともに、複数人でチェックを行うなど、適正な事務処理に努めてまいります。

(監査委員の意見)

監査結果報告書 P13

3 アウトソーシングにおける管理監督

ア 指定管理者制度において、本市では、指定期間中の適正な管理運営を確保し、市民サービスの向上等の検証や各種リスクの軽減を図るため、モニタリングを実施している。指定管理者モニタリングマニュアルでは、市は、指定管理者の管理運営状況について、モニタリングチェックシート(以下「チェックシート」という。)を使用して確認し、指定管理者から提出された事業報告書やチェックシートの結果を参考に、指定管理者運営評価シート(以下「運営評価シート」という。)を作成するとしている。

しかしながら、3年度及び4年度に実施した指定管理者監査において、チェックシートやそれに代わる資料が作成されていなかった。制度担当課である政策推進課の説明によると、各施設所管課から運営評価シートの提出を受けた後、各項目に不明な点がないか確認しているが、チェックシートの作成については確認していないとのことである。

3 アウトソーシングにおける管理監督

イ 指定管理者モニタリングマニュアルに付属する運営評価シートの様式では、指定管理者が営利企業でない場合には、労働実態調査や、指定管理者の安定性や継続性の評価の実施は必須とはされていない。しかしながら、指定管理者が営利企業であるかどうかにかかわらず、労働関係法令の遵守や、従事者の適正な労働条件の確保は徹底されるべきである。また、市の重要な施設の管理を任せる以上、指定管理者の経営に安定性や継続性が求められることは当然であり、労働実態調査や、安定性や継続性の評価を実施する必要がある。

3 アウトソーシングにおける管理監督

ウ アウトソーシングにおいては、市の十分な管理監督が求められる。しかし、本市での新型コロナワクチン接種事業における委託料の過大請求事案をはじめとして、近隣市でもアウトソーシングした事業に対する管理監督を怠ったことによる不適切事案が頻発している。それ以外にも、指定管理業務の内容が市の条例、規則や、市と指定管理者が締結した協定書などに反する事案が度々発見され、監査でも指摘されている。

基本的には、各事業を所管する部署の問題ではあるが、各所管任せでは、管理監督の徹底には限界があると考えられる。アウトソーシングを推進する部局としては、指定管理者制度運用マニュアルを度々改定して、制度の導入や運用の適正化を図っているのと同様に、今回指摘したチェックシートの作成や、労働実態調査の実施、事業者の安定性や継続性の評価のみならず、業務内容の類型に応じた共通のチェック項目を指定するなどの方法により、各所管課をサポートし、チェック体制を強化されたい。

(講じた措置)

アウトソーシングにおける管理監督については、監査委員からの意見を踏まえ、各施設所管課に対し、「指定管理者モニタリングマニュアル」を改めて確認のうえ、適切な事務執行を行うよう周知するとともに、マニュアルの記載内容の更新を検討してまいります。

今後も引き続き、チェック体制を強化するとともに、各所管課のサポートを続けてまいります。